

御堂筋デザインガイドライン

〈まちなみ創造ガイドライン〉

御堂筋本町北地区

- Ver.1.4 -

令和8年7月

大 阪 市

目 次

頁

1. はじめに

- (1) 御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方 1
- (2) 対象となる行為..... 2
- (3) 対象範囲 2

2. まちづくりの目標

- (1) 御堂筋らしさとは..... 4
- (2) 御堂筋エリアの将来像11
- (3) 【淀屋橋～本町 区間】のまちなみ創造の方針12

3. 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

- (1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて 14
- (2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて..... 23

4. ガイドラインの運用について

- (1) 各ルールの留意点..... 38
- (2) デザイン協議の概要 40

別冊. 誘導事例集

1 はじめに

(1)御堂筋デザインガイドラインの目的と基本的な考え方

○目的

＜まちの将来像とまちなみ創造の作法の共有と対話型まちなみ創造の実践＞

- ・都市を取り巻く状況が大きく変化する中、大阪の成長を牽引する都心の活性化が不可欠となっており、御堂筋沿道及び周辺では、これまで培ってきた業務・商業集積地の強みを活かしながら、24 時間稼働する魅力的な多機能エリアをめざし、大阪の伝統と革新が生み出す世界的ブランド・ストリートとして、御堂筋沿道を次世代に向けて再生・発展させていくこととしています。
- ・その実現に向けては、国内外を問わず、土地所有者、建物事業者、店舗等のテナント事業者等、まちづくりに参画するすべての人々（以下「事業者等」という。）が、御堂筋エリアの将来像と、御堂筋沿道における景観形成だけでなく幅広い視点からのまちなみ創造の作法を共有する必要があります。
- ・そこで、本市では、その羅針盤として「御堂筋デザインガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、本ガイドラインに沿って本市と事業者等が対話を行うことにより、デザイン等を適切に誘導し、もって、大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造、ひいては、御堂筋の活性化を推進することを目的とします。

＜進化するガイドライン＞

- ・本ガイドラインは、社会環境・経済情勢の変化等に対応して、その内容を適宜見直し、より望ましい姿へと進化させていくこととしています。Ver.1.1（令和 3 年 4 月）では、「御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱」の制定に伴い、広告物・サイン等の取扱いにおける点滅又は回転等の基準を変更しました。Ver.1.2（令和 6 年 3 月）では、実際にガイドラインによって誘導された事例を紹介する別冊「誘導事例集」を追加しました。Ver.1.3（令和 6 年 11 月）では、広告・サイン等の取扱いにおける暫定利用・イベント対応時の特例を変更しました。Ver.1.4（令和 8 年 7 月）では、広告・サイン等の取扱いにおける協議対象や設置基準、デザイン等に係る配慮事項を変更しました。
- ・将来的には地元組織等による運用（テナント更新時等の自主的運用、メンテナンス等）も想定しています。

○基本的な考え方

＜より良いまちなみを実現するための指針等の明示＞

- ・より良いまちなみの実現をめざし、御堂筋沿道における壁面の連続と高さ 50mでの基壇部の形成など、風格のあるまちなみを形成するための形態誘導や、にぎわい形成のための低層部の

建物用途、屋外広告物などは、具体の指針等を示します。

- また、建築物の外観デザインや低層部のにぎわいの質などについては、一定の条件のもとに事業者等の創意工夫に委ね、魅力的で陳腐化しないまちづくりの実践を誘発することを意図しています。ガイドラインではそのための共通の判断をしやすいするため、望ましい参考事例等（写真等）を列挙しながら、指針等を示します。

(2)対象となる行為

- 「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づき、以下の行為を対象とします。以下の行為を行う場合は必要なデザイン協議を行ってください。

- 建築物を新築、増築、改築、移転する場合
- 道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- 用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
- 屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物を含む）を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

※デザイン協議の概要については、4（2）デザイン協議の概要（p.40）を参照してください。

(3)対象範囲

- 本ガイドライン（御堂筋本町北地区）では、御堂筋沿道として、御堂筋から、東西方向に1街区、南北方向は土佐堀通から中央大通まで【淀屋橋～本町 区間】の範囲を対象とします。（次図参照）ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除きます。
- なお、中央大通から長堀通までについては、別途「御堂筋デザインガイドライン（御堂筋本町南地区）」を参照してください。



図 ガイドライン（御堂筋本町北地区）の対象範囲

2 まちづくりの目標

(1) 御堂筋らしさとは

- ・ 御堂筋本町北地区（土佐堀通から中央大通まで）は大阪を牽引する業務中枢機能が集積するエリアであるとともに、御堂筋自体は、イチョウ並木が列植された高規格な道路と質の高い沿道建築群がつくり出す空間構成により、我が国では類のない優れた都市景観を形成しています。
- ・ こうした御堂筋沿道の景観が形成されてきたまちづくりの経緯等を踏まえ、まちの将来像を設定しています。
- ・ この将来像を実現していくために必要なまちなみ創造のルールを取りまとめることとします。

○御堂筋におけるまちづくりの経緯

■ 昭和12年に、幅員約44mの御堂筋が完成

国際的な視野で都市の近代化を誘導する全国最大の街路事業

- ・ 御堂筋を含む船場地区は、太閤秀吉が大阪城築城の際に整備した町割りを受け継いでおり、現在の御堂筋も当時は幅員約6mの通りであった。しかし、産業の近代化や都市機能の高度化の影響を受け、大阪都心部の都市構造を改編する必要から、キタとミナミを南北に貫く交通の大動脈として御堂筋を拡幅整備することになった。
- ・ 多数の市民や企業の協力を得ながら、イチョウ並木の列植による延長約 4.2 km、幅員約 44mという画期的な規模のメインストリートを整備しつつ、地下鉄建設を同時に進めるなど、「本市最高の機能」の向上と、「大大阪の中心街路たるに恥じざる幅員と体裁とを具備」した大阪の顔づくりにより、欧米に負けない近代都市づくりを志し、昭和 12 年に現在の御堂筋は完成した。
- ・ 御堂筋が拡幅された当時、沿道の建築物は大正 9 年に施行された市街地建築物法により百尺（31m）まで建てることができた。また、昭和 9 年に指定された美観地区では、御堂筋地区を将来の高層建築地域として位置づけ、近代的な都市景観を創造することとした。

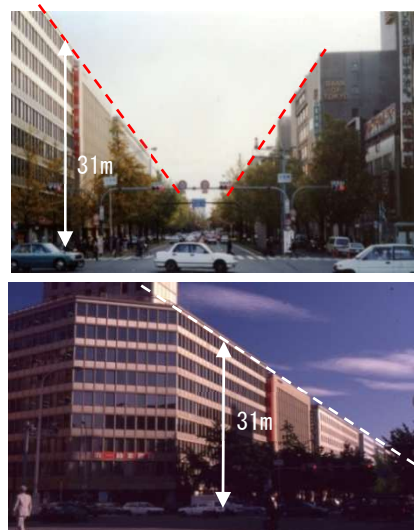
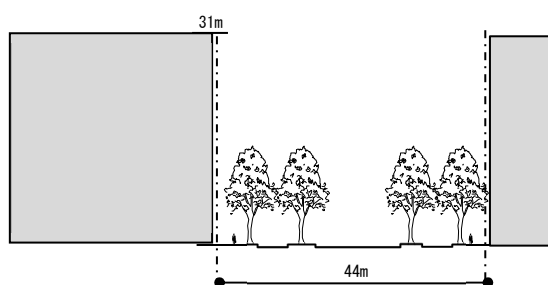


完成当時（1937年）の御堂筋 出典：（財）大阪市都市工学情報センター

■ 高度成長期に 31m（百尺）のスカイライン・整然とした風格あるまちなみの形成

～経済性の発揮～

- 昭和 25 年の建築基準法施行後も百尺制限は継承された。御堂筋沿道の土佐堀通から中央大通間では、昭和 30～40 年代の高度成長期に、業務機能を主体とするビルが高さ制限一杯まで使って次々と建設され、結果として 31m によるスカイラインが形成されるなど、昭和 40 年頃には整然とした風格あるまちなみがほぼ出来上がった。（約 30 棟）
- 御堂筋の完成から約 30 年、こうしてつくられた 31m（百尺）で揃ったまちなみは、前面のイチョウ並木とともに御堂筋を象徴する景観となるとともに、当時の大阪では突出して高層建築が建ち並ぶエリアとなり、東京の大手町に匹敵する風格あるビジネス地区としての地位を築いた。
- その後、昭和 43 年の都市計画法及び昭和 45 年の建築基準法の改正により、容積率が指定され、同時に百尺制限は廃止されたが、御堂筋沿道の土佐堀通から中央大通間については既に統一的な景観が形成されており、その継承が望まれたことから、大阪都市計画地方審議会の附帯意見に基づき、31m を軒高の制限とする行政指導が継続されることとなった。
- この後、御堂筋沿道では 13 棟のビルの立地が進み、全体で 43 棟が 31m（百尺）で立ち並び、整然とした風格あるまちなみが形成されることとなった。
- 一方、中央大通以南については、御堂筋と中央大通りとの交差点の南西角に、高さ 31m を超える、伊藤忠ビル（現大阪御堂筋ビル）・大阪センタービルの高層ツインビル（高さ 46m）が昭和 44 年に建設されるなど、沿道建築物の高層化が進むこととなった。



■ 国際化・高度情報化への対応や建替え需要を背景に「御堂筋まちなみ誘導制度」を創設

新たな 50m のスカイライン形成をめざす

～経済性とまちなみの調和～

- 平成に入ると、国際化や高度情報化の進展に対応する必要からオフィスビルに求められる天井高等の水準が高まり、土佐堀通から中央大通間で建替え時期を迎える建物も多かった

ことなどを背景に、御堂筋沿道における高さ規制の見直しを求める声が大きくなった。

- 本市としても都心部の都市機能の拡充が喫緊の課題とされており、「御堂筋まちなみ整備検討委員会」の答申等を受けて、軒高を 50m とする新たな街並みの形成の方針を変更し、平成 6 年 11 月に土佐堀通から中央大通間を対象とした「御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱」を制定した。
- 同要綱の中では、高層化にあわせて、道路幅員に対して 1 : 1 となるスカイラインを確保すること、御堂筋に面した壁面を 4m 後退させることにより、ゆとりある歩行者空間の充実を図ることなどを条件に、軒高を 50m まで緩和することとした。
- また、50m を超える部分についても、1 : 1 の斜線を守りつつ、高さ 50m までの外壁位置から 10m 以上後退した場合に、高さ 60m までは建築できることとした。
- その後、本要綱を適用して 11 棟の建築物の建替えが進み、50m の高さの軒線と 50m までの壁面が連続した新たなまちなみが形成されてきた。
- このように時代に応じたルールに基づき、土佐堀通から中央大通までの御堂筋沿道は 70 年をかけて、イチョウ並木や整然とした建物ファサード等に象徴される美しいまちなみが形成されており、多くの人々に親しまれ、大阪の「顔」として知られている。

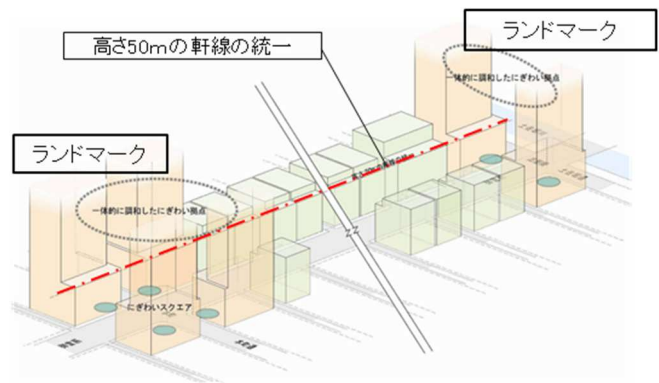
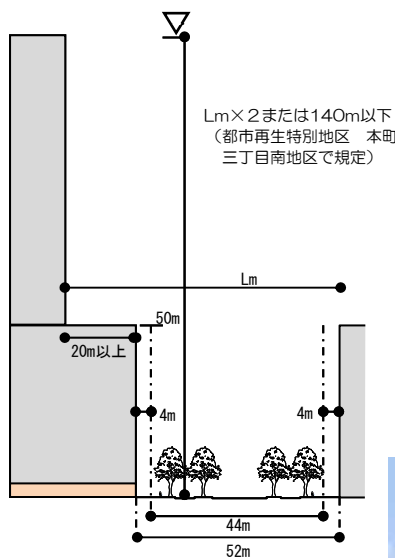


■ 都市再生特別地区による拠点的な開発により高さ制限を部分的に緩和

～拠点性の発揮と 50m 軒線の統一の継承～

- バブル経済の崩壊を契機として、金融機関の統廃合や本社機能の地区外流出などにより、御堂筋沿道地区の相対的な地位が低下するなか、土佐堀通から中央大通間の高さ規制緩和を求める動きが再度活発化した。
- 平成 13 年には関西経済同友会から「御堂筋及び周辺の活性化に関する提言」がなされ、高さ制限と容積率の緩和等が求められた。平成 14 年には地元企業で構成される「御堂筋まちづくりネットワーク」から「御堂筋の新しい規制のあり方」の提言がなされ、御堂筋まちなみ誘導制度の考え方を継承しつつも高層部のセットバックに自由度をもたせるよう要望された。

- 一方で、国の経済活性化政策の一環として都心部の再生が急務とされ、平成 14 年には御堂筋沿道地区を含む「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」が都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定された。
- 平成 16 年には、上記特別措置法を適用して淀屋橋地区（淀屋橋 odona）が都市再生特別地区に指定され、50mの軒線と、道路幅員などに対して1：1のスカイラインを確保しつつ、中枢業務機能の拡充と魅力あるにぎわい空間の創出に資するプロジェクトが実現した。
- さらに、平成 19 年には本町三丁目南地区（本町ガーデンシティ）が都市再生特別地区に指定され、高さ50mまでの統一的なまちなみを継承しつつ、主要幹線道路との交差点部に限って、都市再生に資する機能の導入や低層部におけるにぎわい形成等の貢献を条件に、50mを超える部分の高度利用（最高高さ140m）を認めることとした。
- 50mの軒線の統一に代表されるこれまでの整然としたまちなみの良さの継承を原則としながら、通りの結節点である本町通の交差点部分に限っては、街区全体でまとまりのある広場空間や都市再生機能を導入し、併せて、高度利用を図ることにより、御堂筋に結節点やランドマークの機能を配置することで、景観をより良いものとすることをめざした。
- こうした拠点エリアでの高度利用は、ランドマークの形成を図るとともに御堂筋の活性化に向けて、沿道全体へ波及していくことを狙いとしたものである。



淀屋橋 odona

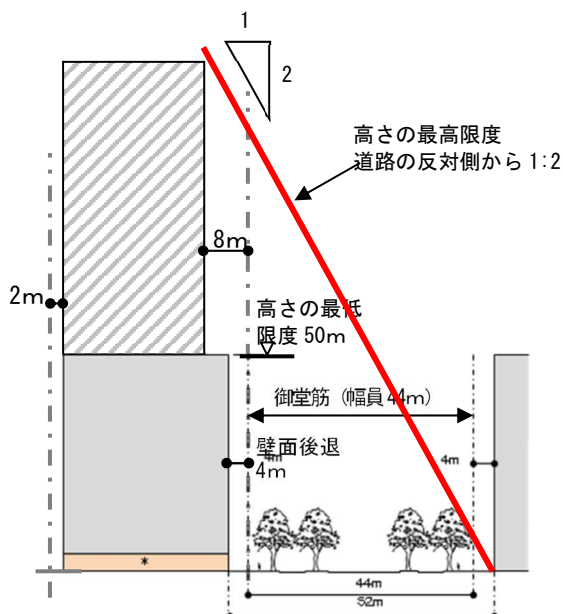


本町ガーデンシティ

■ 高さ制限の緩和とにぎわいの創出

地区計画とガイドラインの両輪による対話型まちなみ誘導

- 平成 24 年 6 月に決定された「グランドデザイン大阪」、平成 24 年 12 月に策定された「大阪都市魅力創造戦略」において、御堂筋においてクオリティの高いにぎわい空間の形成や、沿道建築物の形態規制による景観のルール作りを行うとされた。
- これを受け、都市計画審議会（専門部会）において「御堂筋の活性化に関する検討調査」を行い、これに示された「次世代の御堂筋」の実現のため、平成 26 年に「御堂筋本町北地区地区計画」「御堂筋本町南地区地区計画」を策定した。
- 地区計画は、高度かつ多様な都市機能の集積や、安全・安心への対応と圧倒的な都市魅力の創出につながる高質な都市デザインを備えた都市空間を構築していくことを目的としており、高さ制限を緩和することで御堂筋の建て替えを促進するとともに、にぎわいの誘導などによる容積率の緩和等により御堂筋に相応しい上質な建築物を誘導することをめざしている。特に御堂筋の土佐堀通から中央大通間は、壁面後退による壁面線の統一と、50m 軒線によるスカイラインを形成し、整然とした御堂筋の特徴を継承するものとなっている。
- また、にぎわいの質や建築物・広告物のデザイン等については、本ガイドラインによりデザイン誘導を行うこととし、「地区計画」と「御堂筋デザインガイドライン」の両輪でまちなみ誘導を行っている。なお、地区計画及び本ガイドラインの策定にあたっては、地元権利者等を対象に説明会及び意見交換会を実施し、合意形成を図っている。
- ガイドライン区間では、本市と事業者等の対話により、より良いまちなみを創造していくこととしており、ガイドライン適用第 1 号である「三菱 UFJ 銀行大阪ビル本館」を皮切りに、その後も建て替えが進むとともに、土日にも人が集まり、まち歩きを楽しむことができる、にぎわいのある新しい御堂筋のまちなみが形成されつつある。



三菱 UFJ 銀行大阪ビル本館

■ 官民共創のまちなみ創造

道路空間再編が進む御堂筋における道路と沿道が一体となった景観形成

- 建て替えが進む御堂筋では、壁面後退部分を利活用したオープンカフェやマルシェなども増え、地域のにぎわい形成に寄与している。また、地域景観づくり協定制度を利用したエリアマネジメント団体による地域の景観形成に向けた自主ルールの作成・運用など、地域主導の景観誘導の取り組みも広がりつつある。
- 一方で、平成 31 年に策定された「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋では車中心から人中心の道路へと転換するべく道路空間の再編が進められるなど、御堂筋の拡幅が計画されてから概ね 100 年の時を経て、御堂筋は大転換期を迎えている。道路と沿道敷地における利活用が多様化していることから、道路と沿道が一体となった景観のあり方を検討し、道路を対象とした「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」も策定された（令和 6 年 3 月、大阪市建設局）。
- さらに、景観施策上特に重要なエリアとして、「大阪市景観計画」において御堂筋沿道を「大阪を代表するエリア」に位置づけるとともに、対話型のまちなみ創造により景観誘導を行っていくエリアとして、既存の「基本届出区域」及び「重点届出区域」とは異なる区域として、御堂筋デザインガイドライン区間を「まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）」として新たに位置付けるなど、これまでに形成されてきた御堂筋ならではの整然とした景観を継承しながら、大阪のメインストリートにふさわしい風格のあるまちなみを創出していくこととしている。



道路空間再編のイメージ

【出典：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン】

○地域の強み

【御堂筋エリア全体】

- 業務・商業地の集積、ブランド
- 大阪の伝統や文化の存在
- 御堂筋などの歩いて楽しめる都市環境 等

【淀屋橋～本町 区間】

■ 業務地としてのブランド

- ・ 相対的地位は低下しつつあるが、現在も大阪一の業務集積地区であり、沿道は大阪経済の顔。

■ 大阪の上質な歴史・文化

- ・ 沿道には、大阪の上質な歴史文化を代表する資源が存在。

■ 風格ある都市景観

- ・ 統一されたまちなみなど風格ある都市景観を形成。

○課題

【御堂筋エリア全体】

- 都心のマクロトレンド（24 時間化・多様性、安全・安心）への対応
- 御堂筋の「強み」を発揮したまちづくり

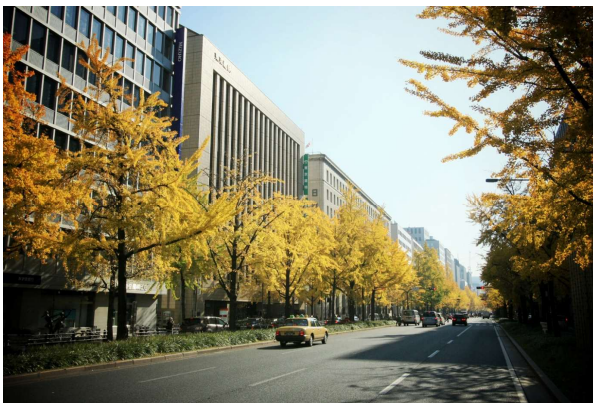
【淀屋橋～本町 区間】

■ 土日や夜間のにぎわい

- ・ 土日や夜間を含めエリアのブランド力向上につながるにぎわい形成。

■ エリアの再構築

- ・ 業務エリアとしての再構築。



(2)御堂筋エリアの将来像

○御堂筋エリア全体

・前項を踏まえ、御堂筋エリアの今後の将来像（ビジョン）について、次のように定めます。

【コンセプト】

大阪の伝統と革新がうみだす世界的ブランド・ストリート

～歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ～

【今後の御堂筋エリアの方針】

1. 安全・安心かつ複合的な都市機能を備えたまちへ
2. 御堂筋の強みをより発揮した大阪の顔にふさわしい世界的なまちへ

【各分野における取組方針】

（主に機能面）

1. 世界を魅了する個性豊かな「にぎわい」の形成

～御堂筋フェスティバルモール化

- ・世界を魅了する大阪・関西一の「ハレ」の場^{*}として、クオリティの高いデザインストリートの実現などにより、キタからミナミまで各エリアの個性をいかした多様なにぎわいを形成することで、御堂筋のブランド力の向上を図る。

（※祭りなどのイベントが行われることによって人が集まり作り出される「平常とは違った気配を持つ空間」のこと。）

2. 多様な機能をあわせ持つ「ビジネス」地区の形成

- ・エリアのブランドや歴史・風格ある都市環境等を強みとした大阪を代表する業務集積地を形成する。
- ・業務機能を軸としながらも、業務機能の強化に資する多様な機能（商・学・住等）の導入を図る。
- ・また、防災機能及び効率的なエネルギーの活用などによる環境性能の向上を図り、エリア全体として国際レベルの都市機能を備えたビジネス地区の形成をめざす。

（主に空間面）

3. ヒューマン^{*}かつ高質な「都市環境」の形成

- ・統一感のある都市景観を継承しつつ、ヒューマンスケールのまちなみ形成を図るとともに、人中心の道路空間への再編の動きと連動しながら、ヒューマンかつ高質な「都市環境」の形成を図る。

（※「人間らしい」「人間的な」という意味から、ここでは「人間本位の」「人が主役となる」という趣旨で用いています。）

○【淀屋橋～本町 区間】

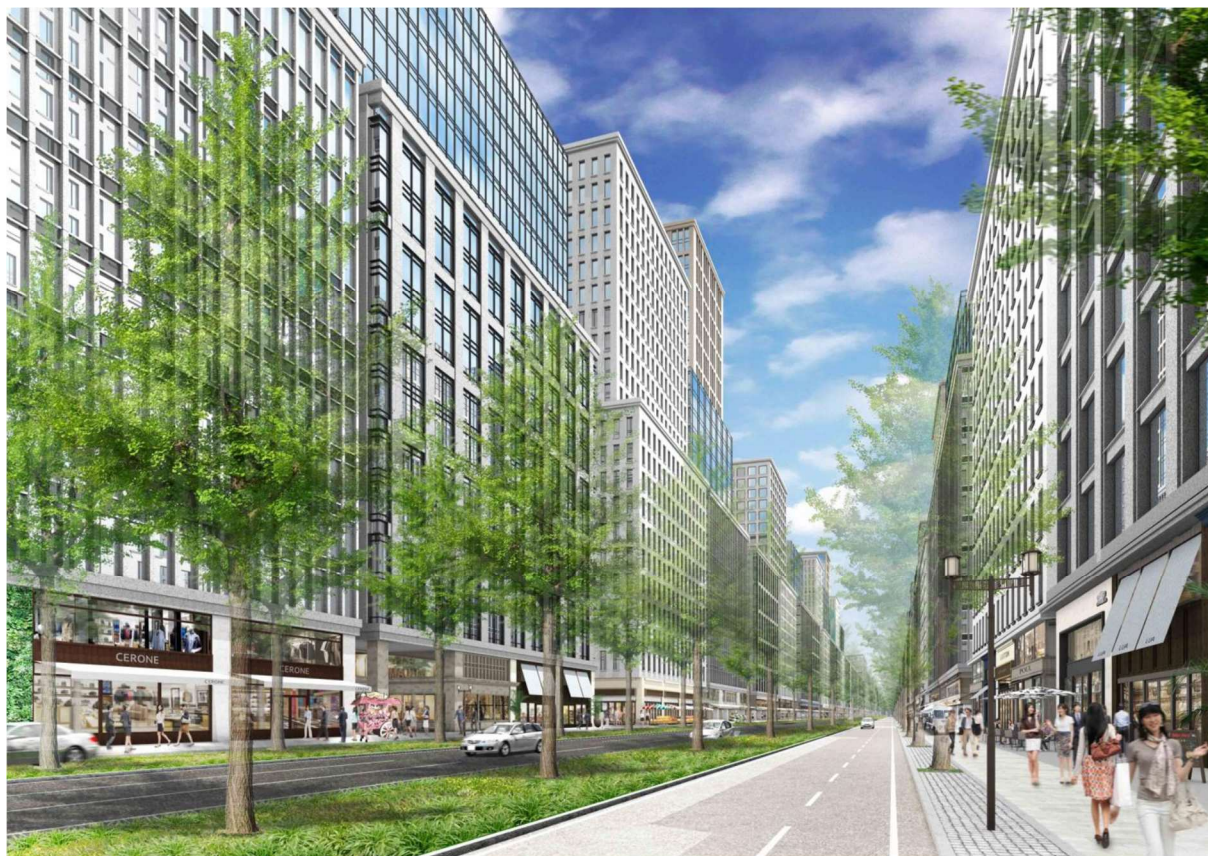
【コンセプト】

上質なにぎわいと風格あるビジネス地区

業務を軸としつつ魅力あるなにぎわいの積極導入により風格あるビジネスエリアへ

(3)【淀屋橋～本町 区間】のまちなみ創造の方針

【風格】	風格あるビジネスゾーンの形成
【にぎわい】	上質なにぎわいのあるまちなみの形成
【安全・安心】	安全・安心に配慮したまちづくり
【環境】	環境負荷の軽減に配慮したまちづくり





3 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本ガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

(1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて



- 1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成
- 2) 街区で調和した魅力的な空間づくり
- 3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成

●狭小敷地への対策

- 1.1.1 御堂筋沿道は、市内でも比較的規模の大きな敷地に、近代建築物が建てられ、風格あるまちなみを形成してきました。

御堂筋沿道の既存の狭小敷地については、建物の更新時期等にあわせて共同化、一体化を検討してください。

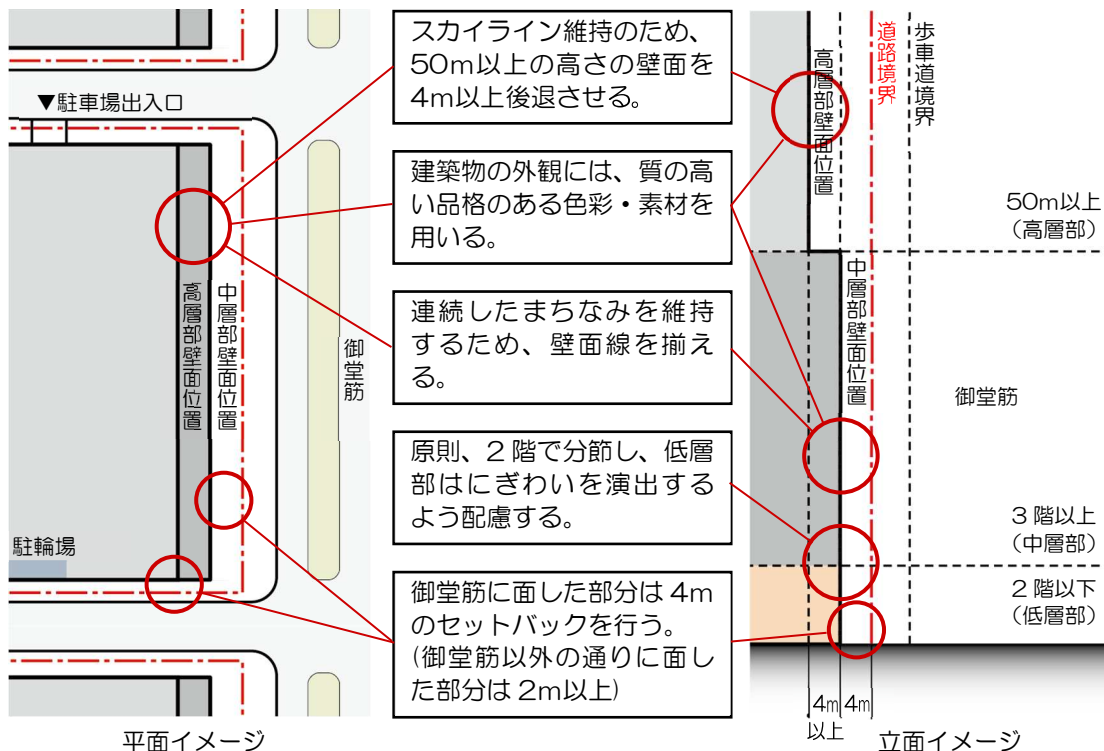
●御堂筋にふさわしい外観

(形態)

～基壇部の形成～

- 1.1.2 これまでに形成されてきたまちなみの連続性を継承するため、御堂筋に面する建築物の低層部（原則2階以下）・中層部（原則3階以上、高さ50m以下）の壁面を御堂筋から4m後退させるとともに、高層部（高さが50mを超える部分）はさらに4m以上後退させることで、高さ50mで基壇部を形成し、軒線を強調することとします。
- ただし、本ガイドライン策定時（平成26年1月）に既に存在している神社、寺院、教会その他これらに類する建築物に付属する門もしくは塀で、既存の位置を超えずに設けるものについては、この限りではありません。

<建物の配置と外観のデザイン>



- 1.1.2 階段や塔屋など建築物の一部だけを高さ 50mにするのではなく、建築物の壁面が 50mの高さで連続するようにしてください。

	望ましい例	認められない例
断面 イメージ	断面イメージ	断面イメージ
	高さ 50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。	- 高さ 50m以下の部分を後退させる場合。 50m軒線が強調されなくなるため認められません。
立面 イメージ	立面イメージ	立面イメージ
	- 高さ 50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。 (※東西道路側は、高さが 50mを超える部分の壁面後退距離の指定はありません。)	- 高さ 50m以下の部分が、一部だけ高さ 50mに達している場合。 50m軒線が強調されなくなるため認められません。

注 上記の断面イメージと立面イメージは上下に 1 対 1 で対応しているわけではありません。

(高さの最高限度の取扱い)

- **1.1.3** 御堂筋に接する敷地については、高さ50mを超える部分は、後退距離の2倍の高さ※まで、建築することができます。

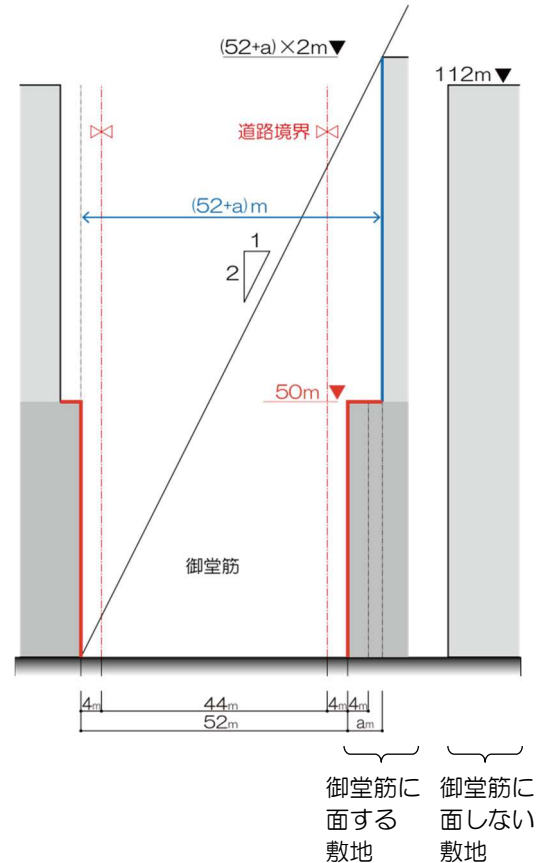
※高さ50mを超える部分から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離のうち最小のものに、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 御堂筋に接しない敷地については、112m※の高さまで、建築することができます。

※御堂筋から8m外側の線から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離に、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 建築物の最高高さには、階段室、昇降機塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含みます。

建築物の高さの限度	
御堂筋に接する敷地	D : H = 1 : 2
御堂筋に接しない敷地	112m



～50m軒線の強調～

- **1.1.4** まちなみとして 50m軒線を強調することとします。

(例)

- 外壁意匠の切替え：

中層部は重厚な、高層部は軽快な意匠とすることで、外壁面を際立たせる。閉塞感の軽減、適度な囲まれ感の演出にもつなげる。

- 軒飾り※等で軒を強調：

高さ50mまでの壁面の頂部を軒飾り※等で装飾することで、軒線を強調する。

※軒飾り：建築物の外壁の高さが48mを超え、50m以下の外壁の部分に設ける突出部（軒飾りは壁面の位置の制限を除外します）

- 高さ50mを超える部分の壁面を大きく後退：

高さ50mを超える壁面をさらに4m以上後退することにより、軒線を際立たせる。

- なお、高さ50mを超える部分の壁面後退部の形状等については、軒線の強調や景観に配慮してください。

(意匠)

- **1.1.5** シンボルストリートのピスタ景※を演出するため、低層部と中層部はデザイン的に分節されるよう工夫してください。

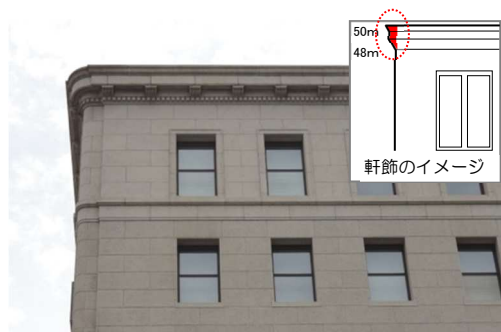
※見通し景。直線的景観。



軒線が連続したまちなみ（パリ）



中層部と高層部で外壁意匠を切り替えている例。



軒飾で軒を強調している例。



素材や意匠の切り替えにより低層部と中高層部を分節している例。

- **1.1.6** まちなみに緩やかな調和を生むため、壁面は窓と壁で構成することを基本とします（中層部は壁面だけ、窓面だけとならないようにしてください）。全面をガラスとする場合にはマリオン※やルーバーなどで分節化を図ってください。

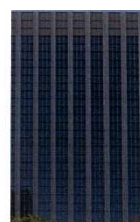
※方立。窓と窓等を仕切る縦枠材。



独立窓とし陰影を創り出している例。



マリオンとルーバーで分節し存在感を出している例。



マリオンにより垂直方向のラインを強調している例。

- **1.1.7** 御堂筋以外の道路に面する壁面の形態・意匠については、本規定は適用しませんが、御堂筋に面する外壁の意匠との調和を図るよう配慮してください。また、隣地境界に面した壁面の形態・意匠についても、御堂筋からの視認性に留意してください。



低層部と中層部をデザインの的に切り替えています。また御堂筋側は垂直方向のラインを強調し、東西方向道路側とは異なるデザインを採用していますが、全体として調和のとれた外観を実現しています。

(素材)

- **1.1.8** 御堂筋に面する壁面の素材は、重厚感があり、時の経過とともに風合いを増すもの、維持管理が容易で、長期的な使用に耐え経年劣化しにくいものを用いることを基本とします。PC板などを使用する場合も質感の高いものとなるよう配慮してください。また、外壁や屋根などにおいて、太陽光を反射する恐れのある素材を使用する場合は、周囲への影響について十分に配慮してください。



(色彩)

- **1.1.9** 風格のあるまちなみの連続性を創出するため、中高層部の壁面は落ち着いた色彩とし、ベースカラー（外壁の大部分を占める色彩）は以下の範囲を基本とします。
 - ・ Y系、YR系、GY系：明度 5～8/彩度 4 以下
 - ・ その他の色相：明度 5～8/彩度 2 以下
- **1.1.9** 中高層部の壁面にサブカラー（変化や個性を与える色彩）を用いるときは、ベースカラーと極端な明度差・彩度差が生じないように、全体のバランスに配慮してください。
- **1.1.9** 中高層部の壁面にベースカラー・サブカラーと特に明度差・彩度差の大きな色彩をアクセントカラー（小面積に使用して全体を引き締める色彩）として用いるときは、少ない面積でシンプルにまとめ（各面の見つけ面積の 5 分の 1 未満とするなど）全体のバランスに配慮してください。

【参照：大阪市景観計画・まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成基準】

(夜間景観)

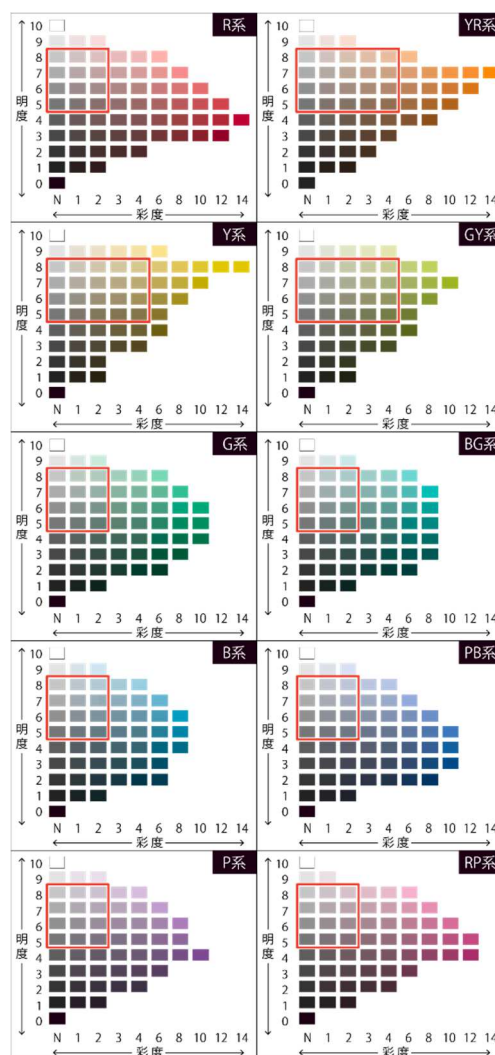
- **1.1.10** 御堂筋に面する外観は、夜間にも風格のあるまちなみを生み出すよう照明を検討してください。特に 50m 軒線を際立たせる照明や、50m 軒線の連続性に配慮しつつ、ライトアップによる壁面の立体感の演出や、建物頂部の演出を工夫するなど都市の顔となる魅力的な夜間景観の創出を検討してください。

(例)

- ・ 歴史的な価値のある建築物については、モニュメントとして、中高層部の建物をライトアップする、等。

【参照：**2.5.1** 夜間景観のあり方】

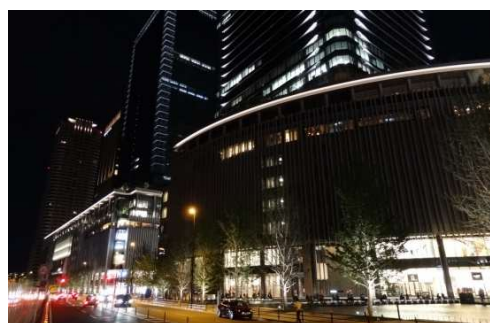
※意匠、素材、色彩等は原則上記の指針等に沿ったものとします。ただし、御堂筋にふさわしく、デザイン性に優れたものについてはこの限りではありません。



ベースカラーの色彩の範囲
(マンセル表色系による)



外壁のライトアップにより壁面の立体感を演出している例。



夜間照明により軒線を際立たせている例。

2) 街区で調和した魅力的な空間づくり(御堂筋以外の道路沿い)

- 並木が連なる快適な歩行空間の形成
- ・ **1.2.1** 御堂筋以外の道路沿いの植栽は、周辺を含めたまちなみとの調和や関係性、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、向かい合う街区間や、隣接敷地間で樹種や植え方等の仕様を共通させるよう配慮してください。また、日照や植栽スペース等の生育環境や維持管理を考慮して樹種を選択し、快適な歩行空間を形成するよう配慮してください。
- ・ **1.2.2** 東西通りに面した並木の位置は、歩行空間を広く確保するため、駐停車防止用の車止めを兼ねるなどして、右図におけるAの位置に設けることを基本としてください。

(船場後退部分、壁面後退部分の設え方法)

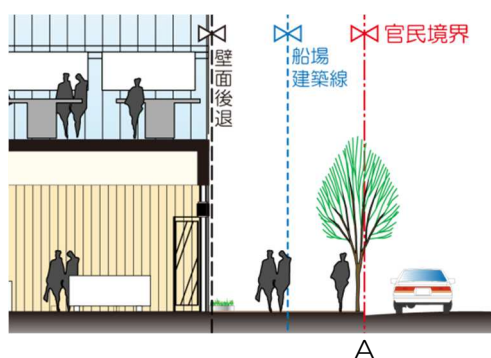
- ・ **1.2.3** 船場建築線による後退部分は、歩行空間として整備し、隣接地との連続性に配慮してください。
- ・ **1.2.4** 壁面後退部分は、船場建築線部分との段差が生じないものとし、歩行空間・にぎわい空間として利用できるよう植栽等の配置に配慮してください。
- ・ **1.2.5** 照明は、建物側と道路側でできるだけ効率的・効果的に必要な照度を確保できるよう、仕様や位置について関係部局と調整してください。

【参照：**2.2.5** (壁面後退部分)】

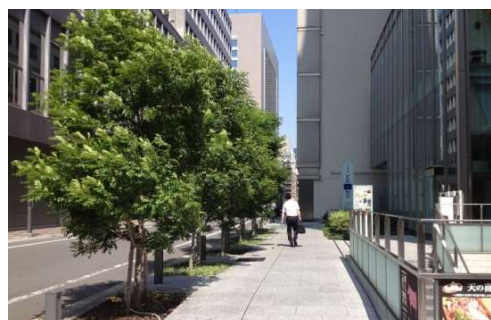
- 舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一
- ・ **1.2.6** 土佐堀通、今橋通、平野町通、備後町通、本町通、中央大通などの歩道は、東西方向の各道路に特色が出るよう、舗装材・舗装パターンに変化をつけています。船場後退部分、壁面後退部の舗装は、これらとの一体感が出るよう仕様やデザインを配慮してください。
- ・ **1.2.7** 隣接敷地間でも一体感が出るよう、舗装材やストリートファニチュア等の仕様やデザインについて配慮してください。



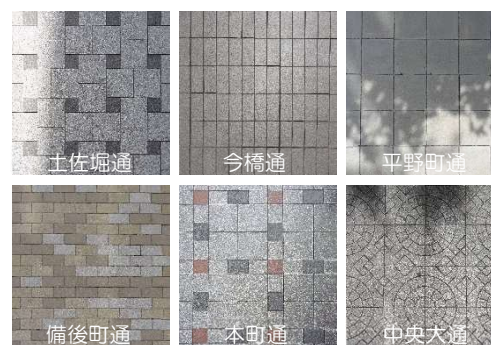
向かい合う街区間で樹種を統一させた例。



A



並木を上図におけるAの位置に設けた例。



東西方向道路の舗装材・舗装パターンの違い

3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

- 建築設備等の修景

- ・ **1.3.1** 建物の外部に面した建築設備等は修景してください。また電力・通信の地上機器等の設置位置は、御堂筋地上部から見えないよう配慮してください。

- 自動販売機の排除

- ・ **1.3.2** 自動販売機はビルやまちなみの品格を阻害します。自動販売機を御堂筋沿道に設置しないこととします。



壁面を最上階から1層分立ち上げ、さらに内側に植栽を施すことで建築設備等を修景している例。

(2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて



- 1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入
- 2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出
- 3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張
- 4) オープンスペースの利活用
- 5) 魅力的な夜間景観の創出
- 6) 広告・サイン等の取扱い
- 7) 駐車・駐輪施設の取扱い

1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入

●御堂筋に面する低層部の用途 2.1.1

【御堂筋に面する1階部分で望ましい用途】

・店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館

- ・御堂筋に面する1階に導入する用途は、不特定多数の来訪者を対象とし、文化活動やにぎわい・憩いの創出につながる、**店舗、飲食店、展示場、美術館、博物館**（以下「店舗等」という。店舗等以外の用途に供する共用部分（エントランス、廊下、階段、昇降機等又は駐車場等）を含む。）とします。
- ・御堂筋本町北地区は、業務中枢機能に特化して発展してきたという背景があるものの、近年では、低層部に魅力あるデザイン性の高いにぎわい空間が形成されるなど、土日や夜間も含めて人が集まり、にぎわうエリアとしてのポテンシャルが高まりつつあります。
- ・今後、こうした上質なにぎわいをもたらすために、都心部ならではの日常とは違う時間を過ごしたり、まち歩きを楽しんだりできる施設・空間の形成を誘導し、御堂筋を特別な場に変えていくことが目標です。
- ・必ずしも業種・業態を限定するものではありませんが、上記の趣旨を踏まえて、御堂筋にふさわしい用途・テナントの質、及び形態・意匠などについて配慮してください。
- ・店舗と共存させながらオフィスエントランスなどの共用部を御堂筋に面して設ける場合は、例えば、一部をギャラリー等として使用するなどにぎわいづくりに配慮してください。それが難しい場合は、高質な素材を用いたり大きな吹き抜け空間を設けたりするなど、御堂筋にふさわしい特段の演出に配慮してください。



低層部に店舗や飲食店を導入することで、業務時間外にも新たな人の流れが生み出され、にぎわい形成につながっている例。



1階と2階に店舗等を設けている例。テナントの内容や形態・意匠上の工夫により、にぎわいの演出と風格の維持は両立できると考えています。

- ・オフィスエントランス等だけ（店舗等以外の用途に供する共用部分だけ）を配置する場合は、例えば、御堂筋に面する部分の一部をショウウィンドウのように使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりするなど、にぎわいの創出につながるものとしてください。



オフィスエントランスの一部に休憩等ができるスペースを設けている例。

（店舗等以外の用途）

- ・上質なにぎわいや交流の用に供するものとして市長が認めるものは、以下にあげる用途（「許容できるもの」とします。この用途を御堂筋に面して配置する場合、御堂筋に面する部分の外観等の形態・意匠・素材・色彩等については、「2）低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出」における配慮事項を考慮するなど、にぎわいの創出や演出につながるものとしてください。

【御堂筋に面する1階部分で許容できる用途】

- ・事務所等
- ・ホテル・旅館
- ・劇場、映画館、演芸場、観覧場
- ・病院、診療所
- ・学校等

【御堂筋に面する1階部分でふさわしくない用途】

- ・ボーリング場、スケート場、水泳場等
- ・カラオケボックス等
- ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ・老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等
- ・老人福祉センター、児童厚生施設等
- ・公衆浴場
- ・自動車教習所
- ・車庫、倉庫、畜舎
- ・工場
- ・危険物の貯蔵、処理施設、葬儀場

●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途

- ・2.1.2 御堂筋以外の道路における低層部についても、御堂筋に面する部分と同様、にぎわい形成に資する用途の導入を検討してください。
- ・2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内、あるいは、向かい合う街区で協調した施設構成となるよう検討してください。

【参照：2.3.1 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出】



向かい合う街区でともに屋外も利用した飲食店を導入している例。相乗効果が発揮され、通りにテーマ性が生まれてきます。

2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出

(形態・意匠) 2.2.1

＜店舗等の場合＞

- ・店舗等を導入する場合は、極力低層部の壁面の位置に配置するよう配慮してください。
壁面後退部を利活用する際は、上部に庇を設けることも、にぎわい演出の上では有効です。
- ・直接店舗が外部に面しない部分であっても、ポルティコを設けることや、ショウケースを設けるなどまち歩きを楽しくするための工夫をしてください。
- ・御堂筋に面した店舗の区画は、ヒューマンスケールに配慮し、統一感のあるものとなるよう配慮してください。

＜許容できる用途の場合＞

- ・御堂筋に面する1階部分には、例えば、下記のようなことに配慮し、にぎわいの創出や演出につながるようにしてください。
○一部を飲食や休憩等ができるスペースとし、業務空間との緩衝空間となるスペース等としたりする。
- 一部をショールームのように使用したり、建物内・壁面後退部の一部を休憩・飲食等ができるスペースとして利用したりする。
- 閉店後（営業時間外）の沿道への影響に配慮し、一部にショウケースを設けたり、漏れ灯りを演出できる透過性のあるシャッターを採用したりする、等。



上部に庇を設けた例



ポルティコの例
まちなみをつくりつつにぎわいを醸し出すことができるしつらえを工夫してください。



低層部は中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとします。ヒューマンスケールに配慮し小割りとし、透過性のある構成としてください。

(素材) 2.2.2

- ・壁面はガラス主体の透過性のある構成を原則とします。御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

(色彩) 2.2.3

- ・中高層部とは異なり自由な色使いを許容することとしますが、御堂筋沿道にふさわしい質の高いものとなるよう配慮してください。

【参照：大阪市景観計画・まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成基準】

(広告・サイン等) 2.2.4

- ・チェーン店等（例えばコンビニエンスストアやファストフード店など）については、視認性を高めるとともに一目でそれとわかるよう地域性に関わらずファサードデザインを共通にしたり、広告・サインを大きくしたり、明度・彩度（差）の大きい色を使用したりしている例が見られます。チェーン店等は、御堂筋にふさわしい店舗デザインとなるよう、例えば、次のようなことに配慮してください。
 - 使用する色の明度・彩度を抑える。
 - サインを切文字型とするなどして小さくする、または使用する色を減らす。
 - 企業カラーの掲示範囲を小さくする、または企業カラーをまちなみに合わせて変更する、等。

【参照：2.6.1～2.6.3 広告・サイン等の取扱い】



使用していない時の専門学校の教室をオープンにし、前面に椅子やテーブルを設置している例。



ホテルのエンタランス前をカフェとして利用している例。



まちなみに配慮し、日よけテント型のサインを採用しているコンビニエンスストアの例。テントの色は、企業カラーの明度・彩度も落としています。



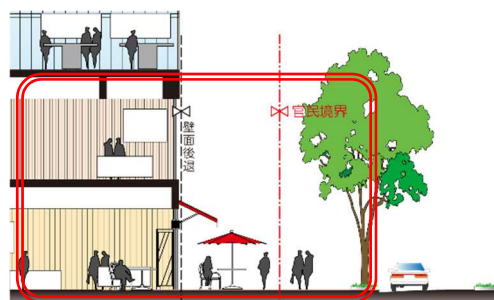
オフィスビルの意匠にあわせ企業カラーを抑える、切文字型のサインを採用する、窓面広告を掲示しない等の配慮をしているコンビニエンスストアの例。

(壁面後退部分) 2.2.5

- 御堂筋沿道の壁面後退部分については、御堂筋の歩道～壁面後退部～建物低層部が有機的につながり親密な関係性を持つよう、工作物を設けず、舗装材の選定や植栽の配置、動線などに配慮してください。
- 歩道と調和した仕上げとし、歩道との段差が生じないものとしてください。また、隣接地との連続性、一体性に配慮してください。また、排水溝を設ける場合は、排水溝も含めて歩道と一体感のあるデザインとなるよう配慮してください。
- 御堂筋を象徴するイチョウ並木は、大阪市の指定文化財ともなっており、重要な景観要素です。御堂筋側の壁面後退部分のしつらえは、イチョウの魅力を引き立てるように配慮してください。

【参照：御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）（大阪市建設局）】

【参照：1.2.1～1.2.7 街区で調和した魅力的な空間づくり】



2重線で囲まれた部分が一体性のある空間となるよう配慮してください。

3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張

● 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 **2.3.1**

- にぎわいや人の流れを線(=御堂筋)から面(=船場)に広げ、船場地区全体の活性化にもつなげていくため、御堂筋を起点に、東西方向の道路に沿ってのにぎわい形成に資する用途の導入などを検討してください。
- 特に 1,500 m²以上の比較的規模の大きな敷地では、御堂筋沿道のにぎわい機能を東西道路へも展開するよう検討してください。
- 用途の選定にあたっては、通りにテーマ性が生まれるよう周辺土地利用との関係も考慮して検討してください。(例、周辺に多く立地する業種・業態の導入を検討する、等)
- 駐車場出入口などの配置は、低層部のにぎわいの妨げにできるだけならないよう検討してください。(例、東西方向の歩きやすさに配慮し、駐車場出入口は御堂筋以外の南北方向道路に面して設ける、対面側でオープンカフェ等の利用がされている場合は駐車場出入口の位置をずらす、等)

【参照：**2.1.2**～**2.1.3** 御堂筋以外の道路に面する低層部の用途】



御堂筋以外の道路沿いにもにぎわい用途を導入している例。

4) オープンスペースの利活用

●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成

(御堂筋沿道の利活用イメージ) 2.4.1

- 壁面後退部分を設ける等の一定条件を満たすことで、隣地斜線制限及び道路斜線制限を緩和しています。
- ただし、にぎわい形成に資する場合など、不特定の方が利用できるようにすること、容易に撤去できる構造とすることを前提に、壁面後退部分を利活用できることとします。建物内に入居するテナント等が飲食スペースなどの一部として扱うなど使い方を工夫してください。
- 御堂筋で開催されるイベント時にも柔軟に活用できるよう、電気の貸し出しや排水への対応について検討してください。
- 上質なにぎわい空間を創出するため、壁面後退部分の使用行為については、別途要綱を定めています。

【参照：御堂筋本町北地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱】

(設置物の意匠) 2.4.2

- 椅子やテーブル、パラソルなどの素材は、デザインや質に配慮したものを用いてください。

●時間とともに表情を変えるまちづくり 2.4.3

(主に御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ)

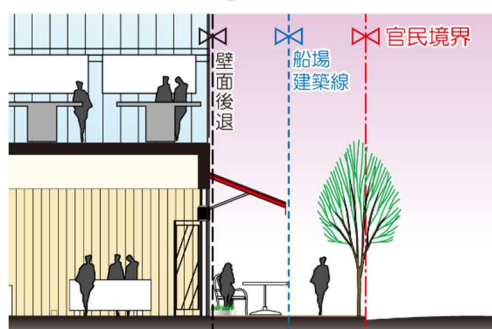
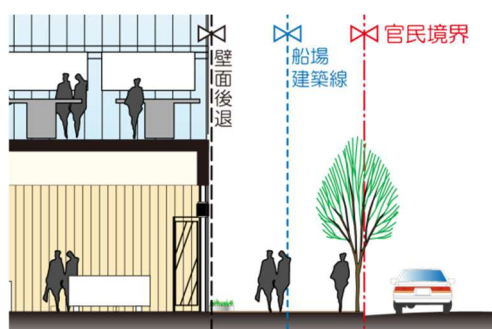
- 特に東西方向の道路沿いは、日中は主に歩行空間として利用することを想定しますが、アフターファイブは人や車の交通量が減少することから、例えばテーブルを並べてオープンカフェにするなど、時間帯ごとに変化する利用方法についても検討してください。



壁面後退部を利活用する場合は、不特定の人が利用でき、容易に撤去できる構造としてください。



設置物はデザインや質に配慮したものを用いてください。



御堂筋以外の道路沿道の利活用イメージ(上：日中、下：アフターファイブ)。

●本町地区※における公共的屋内空間の整備 2.4.4

- 御堂筋と本町通の交差点に面する建築物の低層部には、様々な人々が集い、新しいビジネスや商業・文化、にぎわいの創出に寄与する公共的な屋内の交流空間として約 200 m²を整備することとします。
- 空間や使い方のイメージは、表 2.4.1 に準ずるものとしてください。「公共的」という観点から、誰もが利用、出入りがしやすい空間とすることが前提です。建物内への案内・誘導を工夫するなど、効果的に活用できるよう計画してください。
- カフェやショウルームなどのような使い方も可能ですが、公共的イベント等の開催時には優先的に利用できるように、什器備品は移動可能であることを前提とします。厨房設備などの固定施設部分を約 200 m²の中にも含めることは原則としてできないこととします。

【※参照：御堂筋本町北地区地区計画 説明図】

表 2.4.1 本町地区における公共的屋内空間の機能イメージ

カテゴリ	空間・使い方のイメージ
憩い・にぎわい	- 人々の待ち合わせや交流に役立つラウンジのような空間 - 昼夜を問わず、ビジネスマンや周辺居住者、来街者に安らぎと語らいの場を提供する屋内のポケットパークのような空間 - 多様なイベントのステージとなる空間
文化・交流	- 一般市民に開放された研究・学術の空間（サテライトキャンパスなどを含む） - 文化イベント等を展開する空間
ビジネス・展示	- 新しい技術やコンセプトの商品の展示などにより、手に取って学んだり体験できたりする空間 - 御堂筋固有の情報を発信する空間



御堂筋沿道のイベント時などは積極的に連携が図れるよう、什器備品は移動可能なものとしてください。収納場所にも配慮する必要があります。

5) 魅力的な夜間景観の創出

●夜間景観のあり方 2.5.1

(設え)

- ・御堂筋に面する低層部の壁面は、建物から漏れる光（以下「漏れ灯り」という。）で沿道を柔らかく照らし、沿道から建物内の人の活動を感じることができるよう配慮して計画してください。
- ・漏れ灯りによる演出が難しい場合は、歩行空間に近い壁面や柱面のライトアップなど、通り沿いの夜間景観の演出に配慮してください。
- ・建物だけでなく、植栽を効果的にライトアップするなど、一体的な夜間景観の演出に配慮してください。
- ・閉店後（営業時間外）についても、道路側をショウウィンドウのように活用するなど、漏れ灯りによる効果や壁面の設えに配慮してください。
- ・2 階以下の低層部については、にぎわいを演出し、3 階以上の中高層部については、風格を演出する、という視点で、それぞれの対比も考慮して計画を検討してください。
- ・色が変化したり、点滅したり、動いたりする照明を用いる場合（御堂筋側から視認できる屋内部に用いる場合を含む）は、輝度をなるべく低く抑えるとともに、色相に配慮し、変化をゆるやかなものとしてください。
- ・夜間における安全で快適な歩行環境を、効率的・効果的に実現するため、建物側の照明の仕様や配置については関係部局と調整してください。
- ・周辺に歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、御堂筋からの眺めに配慮し、建物への効果的なライトアップ等により、それらと調和する配光や色温度となるよう検討してください。

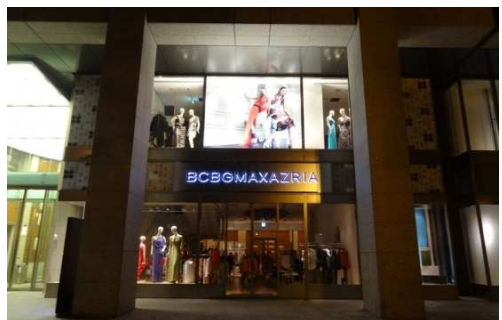
【参照：1.1.10 夜間景観】



夜間照明は、沿道への漏れ灯りに配慮して計画してください。



壁面や柱面などの鉛直面を照らすと、同じ照度で床面を照らす場合より、人の目には明るく感じられます。



閉店後も道路側をショウルームのように活用するなど、壁面の演出に配慮してください。自動的に消灯するためのタイマーを設置したり、窓付近の回線を独立したものにしたりしておく、スムーズに運用することができます。



夜間景観は、低層部ではにぎわい、中高層部では風格の演出に配慮してください。

(色味・色温度)

- ・照明の色温度については、上質で温かみのある御堂筋にふさわしい電球色（3,000K以下）を原則とし、御堂筋のイチョウ並木のライトアップとの関係に配慮して計画してください。
- ・ただし、デザイン性に優れ、御堂筋にふさわしいものについては、この限りではありません。



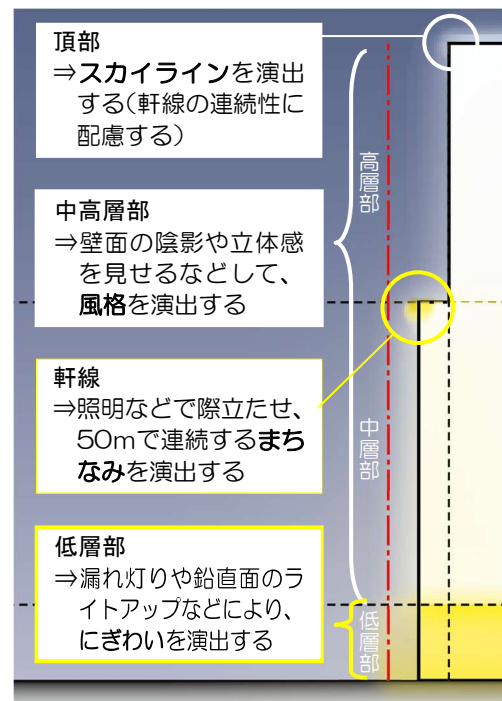
イベントと連携したアートを壁面後退部に設けた例。御堂筋側から電源を取れるようにしておくこと、柔軟な対応が可能になります。

●イベント時のライトアップ・イルミネーション 2.5.2

- ・御堂筋イルミネーションなどのイベント時には、街区の植栽のライトアップや、壁面後退部などにアート等を設置するなど、イベントへの協力を検討してください。
- ・イベント期間中は、中高層部で外部に漏れる光を抑制するよう努めてください。



イベントと関係性の低い光を抑えることで、イベントの効果を一層高めることができます。



夜間照明の考え方

6) 広告・サイン等の取扱い

- 低層部では上質なにぎわいを演出する広告・サインを許容 **2.6.1**
- ・建築物及びその敷地内に屋外広告物を設置する場合は、次の設置基準を基本としてください。ただし、建築物と一体としてデザインされ、良好な都市景観に寄与するもの及び本町通以南の心斎橋筋に面するものは、この限りではありません。

御堂筋本町北地区における広告・サインの設置基準

		中高層部（原則 3 階以上）	低層部（原則 2 階以下）
基準		建築物の名称等を表示するもの。	自己の氏名、名称、もしくは商標または建築物の名称を表示するもの。
		建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。	建築物の外壁面（ガラス面を除く）に掲出するもの。ただし、ガラス面利用については、外観と一体的にデザインされたものは可とする。
		屋上に設置するものは不可。	—
		点滅又は回転等をしないもの。ただし、可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	
		標識等の見通しを阻害するような位置及びこれらとまぎらわしい色彩を避ける。	
		—	地上に設置するものは通行の妨げにならないものとする。
高さ及び表示面積等	壁面に掲出するもの	表示面積は必要最小限とする。 外壁面からの出幅は 30 cm 以下とする。	
	建物から突出するもの（そで看板等）	御堂筋に面する建物への設置は不可。 御堂筋以外の道路に面する建物への設置は可能とするが、建築物の名称等に限るものとし、壁面から突出する広告物の突出幅は 1.0m 以内とする。	店舗等の名称やイベント対応のための突出したサインやバナーについては設置可とする。（必要最小限とする。）
	地上に設置するもの	—	高さ 5m 以下。 一の表示面積は 2.5 m ² 以下。 原則、4 以下。
表示面積の算定方法		個々の広告物ごとにその面積を算定	
		壁面に掲出した文字の場合は外郭線で囲まれた面積	
		集合して一体の広告物と一体の広告物とみなされるものはそれらの合計	

- ・本ガイドライン制定時に既存の屋外広告物の意匠変更（盤面変更等）を行う場合は、この基準の対象外としますが、新たな屋外広告物を設置する場合は、既存の屋外広告物も含めて、本設置基準に沿ったものとしてください。
- ・可変表示式屋外広告物（デジタルサイネージ）については、別途要綱を定めています。
【参照：御堂筋デザインガイドライン区間におけるデジタルサイネージ取扱要綱】

- ・広告・サイン、デジタルサイネージなどについて、地域団体（御堂筋まちづくりネットワークなど）が、自主ルール等を策定しています。詳細は各団体に確認ください。

【参照：御堂筋本町北地区広告・サインに係る地域ルール（地域景観づくり協定）】

- ・風格あるまちなみをめざすため、御堂筋に面する建物において、中高層部にはサインを設置しないよう配慮してください。やむを得ず設置する場合は、ビル名など更新頻度の少ないものに限り、基壇部の上部に表示することを検討してください。その際、周辺のサインと大きさを揃えるなど、統一感のあるまちなみとなるよう配慮してください。また、軒線を際立たせる照明とサインが干渉しない計画としてください。
- ・御堂筋に面する建物において、テナント名などを表示する際は、表示方法や位置がテナントごとに不揃いにならないよう、ビルオーナーが一元的に調整・管理することを検討してください。（例、建物の入口付近などに集約して設置する、等）

●暫定利用、イベント対応時の特例 2.6.2

- ・暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準等を適用除外とします。

ただし、御堂筋にふさわしい上質なにぎわい形成に資するよう配慮してください。また、地域団体の意見を踏まえたものとしてください。

●デザイン・掲出方法の工夫 2.6.3

- ・情報伝達手段である広告やサインは、通常、人目につきやすいものであることが求められますが、その手段が色使いやデザイン、数やサイズなどを周囲から「際立たせる」ことに偏ってしまい、その行為が近隣で反復されるようなことになると、必要な情報がうまく伝わらないだけでなく、乱雑な景観につながる恐れがあります。
- ・広告やサインは工夫次第で、にぎわいや品格の演出につなげることができます。デザイン



ビル名（オーナー名）をシンプルに基壇部上部に表示している例。景観に配慮し、コーポレートカラーではなく、白色にしている。



テナント名を集約して表示している例。

暫定利用、イベント対応の例。

・暫定利用

工事中の建築物等の周知等のために、工事の仮囲いに表示されるもの（表示内容：建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等、及び地域の価値向上を図る活動に資するためエリアマネジメント団体が設置するもの）



・イベント対応

講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のために、一時的に表示または掲出されるもの



性を高めることで人目を引きつける、あるいは掲出方法に一定のルールを設け、統一感をもたせることで人目につきやすくする、という発想にたち、掲出することがステータスにつながるような質の高い広告・サインの集積地を地域で協力してつくっていきけるよう、各事業者・設置者が広告・サインのデザインや掲出方法を工夫してください。

- 例えば、広告・サインは以下のような点に配慮することで、落ち着いたデザインとすることができます。御堂筋沿道にふさわしく、建築物全体の形態・意匠とも調和のとれたものとするよう配慮してください。
- 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。
- 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。
- 文字は、切り文字や箱文字とする。
- 地色は、壁面と同系色とする。
- 高彩度（概ね彩度6を超えるもの）の利用を抑える。
- 人物、キャラクターの意匠の使用は最小限に抑える。
 - ・ 中高層部では使用しない。
 - ・ 低層部では、ヒューマンスケールに配慮したものとし、商標に限る。（表示面積（キャラクター等を囲む外郭線の縦×横）は0.67 m²以下とする。）
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする、等。

【参照：2.2.4 広告・サイン等】



工事仮囲いに、デザイン性のある表示内容を掲出することで上質なにぎわいを演出した例。

（出所）

左：銀座街づくり会議

右：プロジェクト:YURAKUCHO ART SIGHT PROJECT Vol. 05

企画・制作:合同会社 TOKYO PHOTOGRAPHIC RESEARCH



掲出方法にルールを持たせた、統一感のあるテナントのサインの例。



一目で用途や空間構成が分かるサインの例（左）。モニュメントのようなテナントサインの例（右）。



切り文字やバックライトを用いてデザインに配慮した、スマートで表情のあるサインの例。

7) 駐車・駐輪施設の取扱い

(出入口、荷捌きスペース等)

- ・2.7.1 にぎわいの連続性を確保するとともに、歩行者が安心して御堂筋を歩くことができる環境をつくるという趣旨から、車寄せや駐車場のための車両の出入口、荷捌きスペース等を御堂筋側に設置することは原則として禁止します。

(共同駐車場の活用)

- ・2.7.2 共同駐車場制度の活用や駐車場の集約化について検討してください。

(駐輪施設のレイアウト)

- ・2.7.3 駐輪施設は、建物内など壁面後退部を除く敷地内に確保することを基本とします。また御堂筋からは見えにくい位置に設けるよう配慮してください。やむを得ず道路から見える場所に駐輪施設を設ける場合は、修景を図ってください。



御堂筋を避けて駐車場出入口を設置している例。



駐輪施設を修景している例。

4 ガイドラインの運用について

(1)各ルールの留意点

- ◆必須事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、原則当該指針に沿った計画としてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆配慮事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう努めてください。なお、「誘導指針等」以外のものでも、御堂筋にふさわしく、デザイン性の優れたもの、にぎわい創出に寄与するものについては、法令の範囲内で、この限りではありません。
- ◆検討事項 ・対象事項について、法や条例に基づく基準等に加え、本ガイドラインでは「誘導指針等」を示しており、事業者においては、当該指針に配慮した計画となるよう検討して下さい。

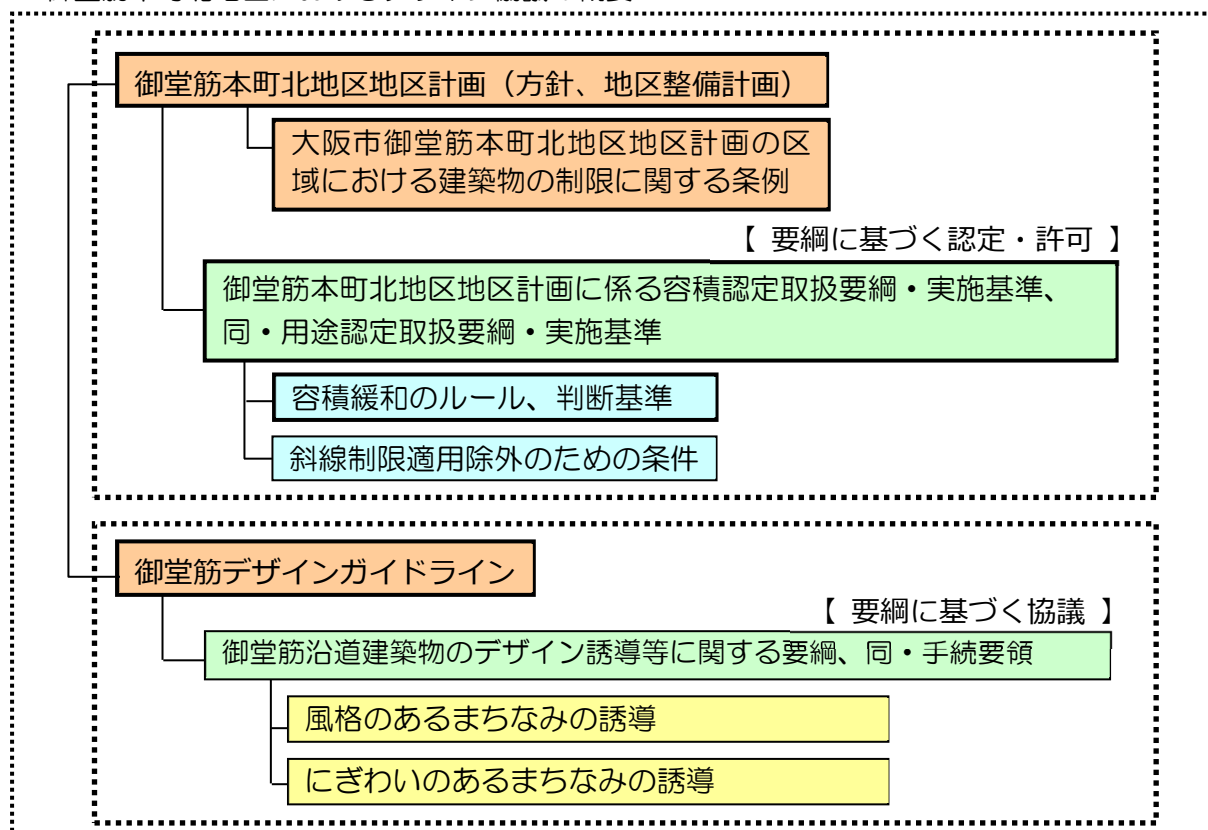
		必須事項	配慮事項	検討事項
	(1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて			
	1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成			
1.1.1	●狭小敷地への対策 ・共同化、一体化の検討			△
	●御堂筋にふさわしい外観			
	(形態)			
	～基壇部の形成～			
1.1.2	・低層部・中層部(4m)/高層部の壁面後退(4m以上)	□		
	(高さの最高限度の取扱い)			
1.1.3	・高さの最高限度/基壇部上部の取扱い	□		
	～50m軒線の強調～			
1.1.4	・軒線の強調、高さ50m以上の形状		○	
	(意匠)			
1.1.5	・低層部と中層部の分節	□		
1.1.6	・窓と壁で構成する壁面		○	
1.1.7	・御堂筋に面する/面さない部分の調和		○	
	(素材)			
1.1.8	・推奨する素材		○	
	(色彩)			
1.1.9	・ベースカラー/サブカラー/アクセントカラー		○	
	(夜間景観)			
1.1.10	・照明による風格の演出			△
	2) 街中で調和した魅力的な空間づくり			
	●並木が連なる快適な歩行空間の形成			
1.2.1	・街区間・隣接敷地間での調整		○	
1.2.2	・並木の位置		○	
	(船場後退部分、壁面後退部分の設え方法)			
1.2.3	・歩行空間の隣接地との連続性		○	
1.2.4	・植栽等の仕様や配置		○	
1.2.5	・照明の仕様や位置		○	
	●舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一			
1.2.6	・船場後退部・壁面後退部の一体性		○	
1.2.7	・隣接敷地間の調整		○	
	3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策			
1.3.1	●建築設備等の修景		○	
1.3.2	●自動販売機の排除	□		

		必須事項	配慮事項	検討事項
	(2) 上質なにぎわいのあるまちなみの形成に向けて			
	1) 低層部におけるにぎわい形成に資する用途の導入			
2.1.1	●御堂筋に面する低層部の用途 ・店舗等の用途	☐		
2.1.2	●御堂筋以外の道路に面する低層部の用途 ・にぎわい機能の導入			△
2.1.3	・街区間・隣接敷地間での調整			△
	2) 低層部における上質で魅力的なにぎわい空間の創出			
2.2.1	(形態・意匠)		○	
2.2.2	(素材)		○	
2.2.3	(色彩)		○	
2.2.4	(広告・サイン等)		○	
2.2.5	(壁面後退部分)		○	
	3) 船場地区を含めたにぎわい機能・空間の拡張			
2.3.1	●御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出 ・比較的規模の大きな敷地でのにぎわい機能の導入			△
2.3.1	・用途の選定等			△
	4) オープンスペースの利活用			
2.4.1	●道路空間と一体となったフェスティバルモールの形成 (御堂筋沿道の利活用イメージ)	☐		
2.4.2	(設置物の意匠)		○	
2.4.3	●時間とともに表情を変えるまちづくり			△
2.4.4	●本町地区における公共的屋内空間の整備	☐		
	5) 魅力的な夜間景観の創出			
2.5.1	●夜間景観のあり方 (設え)			△
2.5.1	(色味・色温度)			△
2.5.2	●イベント時のライトアップ・イルミネーション ・イベントへの協力			△
	6) 広告・サイン等の取扱い			
2.6.1	●低層部では上質なにぎわいを演出する広告・サインを許容	☐		
2.6.2	●暫定利用、イベント対応時の特例		○	
2.6.3	●デザイン・掲出方法の工夫		○	
	7) 駐車・駐輪施設の取扱い			
2.7.1	(出入口、荷捌きスペース等)	☐		
2.7.2	(共同駐車場の活用)			△
2.7.3	(駐輪施設のレイアウト)		○	

(2) デザイン協議の概要

- ・御堂筋本町北地区では、『地区計画』により建築物の用途や形態、壁面後退等について定めるとともに、建築物の形態意匠やにぎわいの質、建築物・広告物のデザイン等については、本ガイドラインにより誘導の指針等を示し、大阪市と事業者等との対話によるデザイン協議を行っています。デザイン協議の詳細については、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」を参照してください。

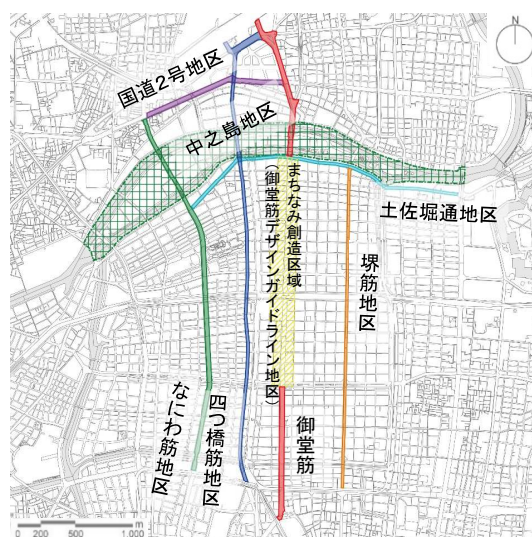
御堂筋本町北地区におけるデザイン協議の概要



景觀計畫區域圖

(重点届出区域及びまちなみ創造区域)

※御堂筋デザインガイドライン区間は、大阪市
景観計画において、「まちなみ創造区域」の「御
堂筋デザインガイドライン地区」に位置づけ
られているため、景観計画もふまえた計画と
してください。



■デザイン協議の対象行為について

本ガイドライン2ページの(3)対象範囲内において、以下の行為を行う場合は、「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する要綱」に基づきデザイン協議を行うことになります。その際は、本ガイドラインに沿った計画としてください。

- ・建築物を新築、増築、改築、移転する場合 →

①建築計画デザイン協議

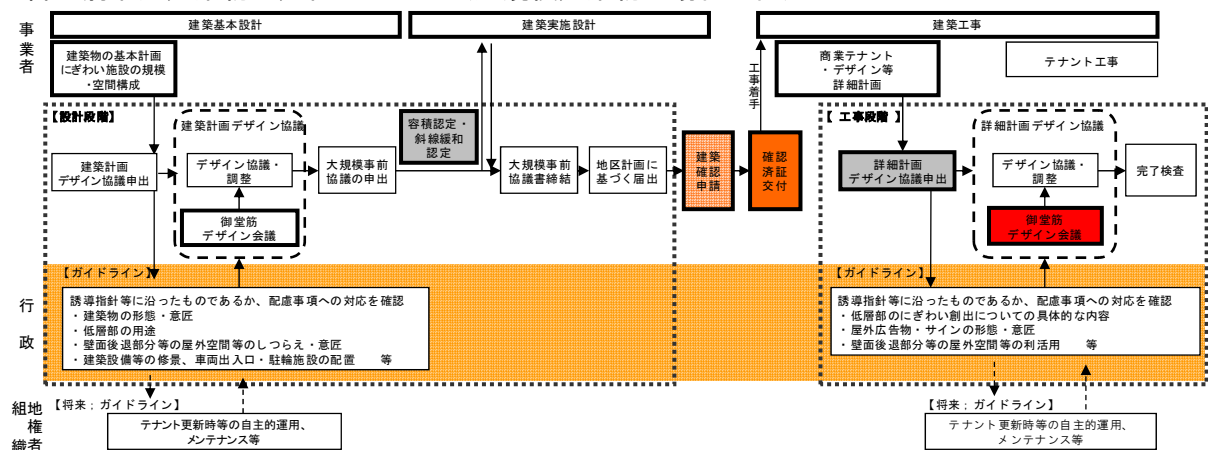
②詳細計画デザイン協議

- ・道路に面する外観の模様替え、外構の模様替えをする場合
- ・用途変更、大規模の修繕又は大規模な模様替えをする場合
- ・屋外広告物（ガラス面の内側に貼り付けられる広告物を含む）を設置、増設、表示の変更、移設、改造する場合

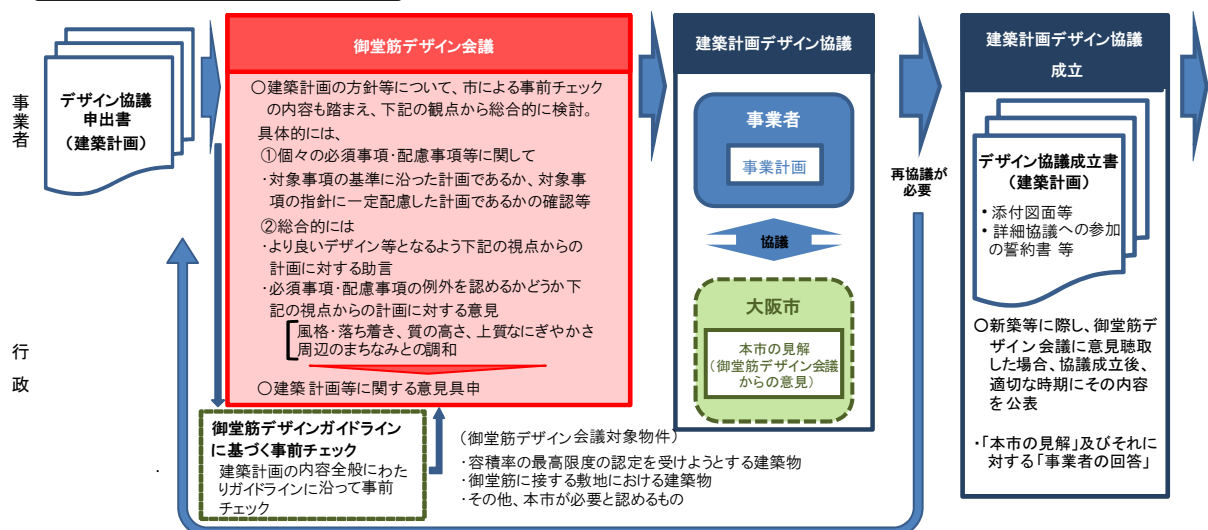
⇒ ③意匠計画デザイン協議

※集合看板について、設置に際し全体デザインの意匠審査を受けたもので、個別の意匠枠（大きさ 0.15 m²以下）の意匠変更のみを行う場合は、協議を省略することができる場合があります。

御堂筋沿道建築物 建替えフロー（大規模建築物の場合の例）

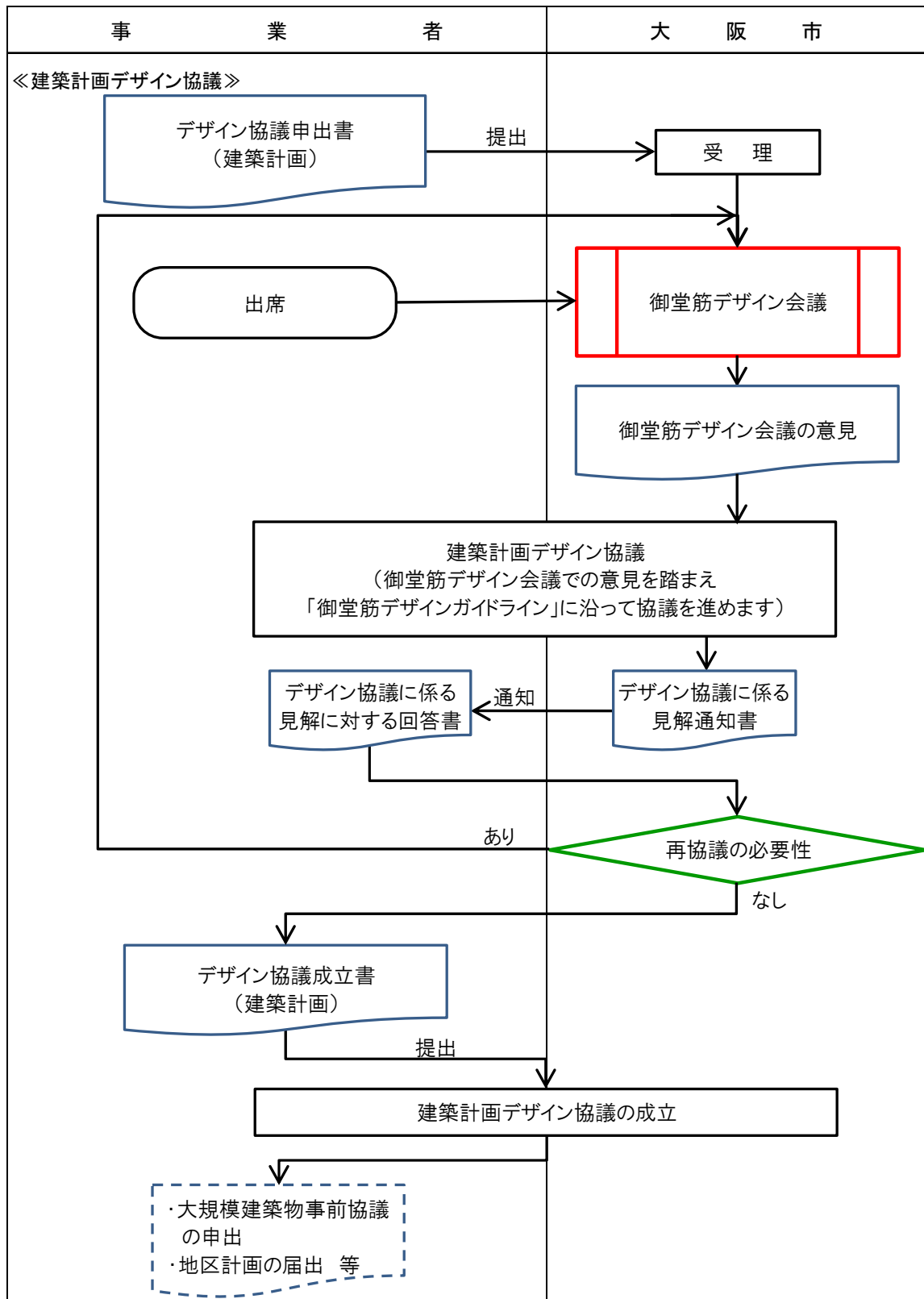


「建築計画デザイン協議」部詳細



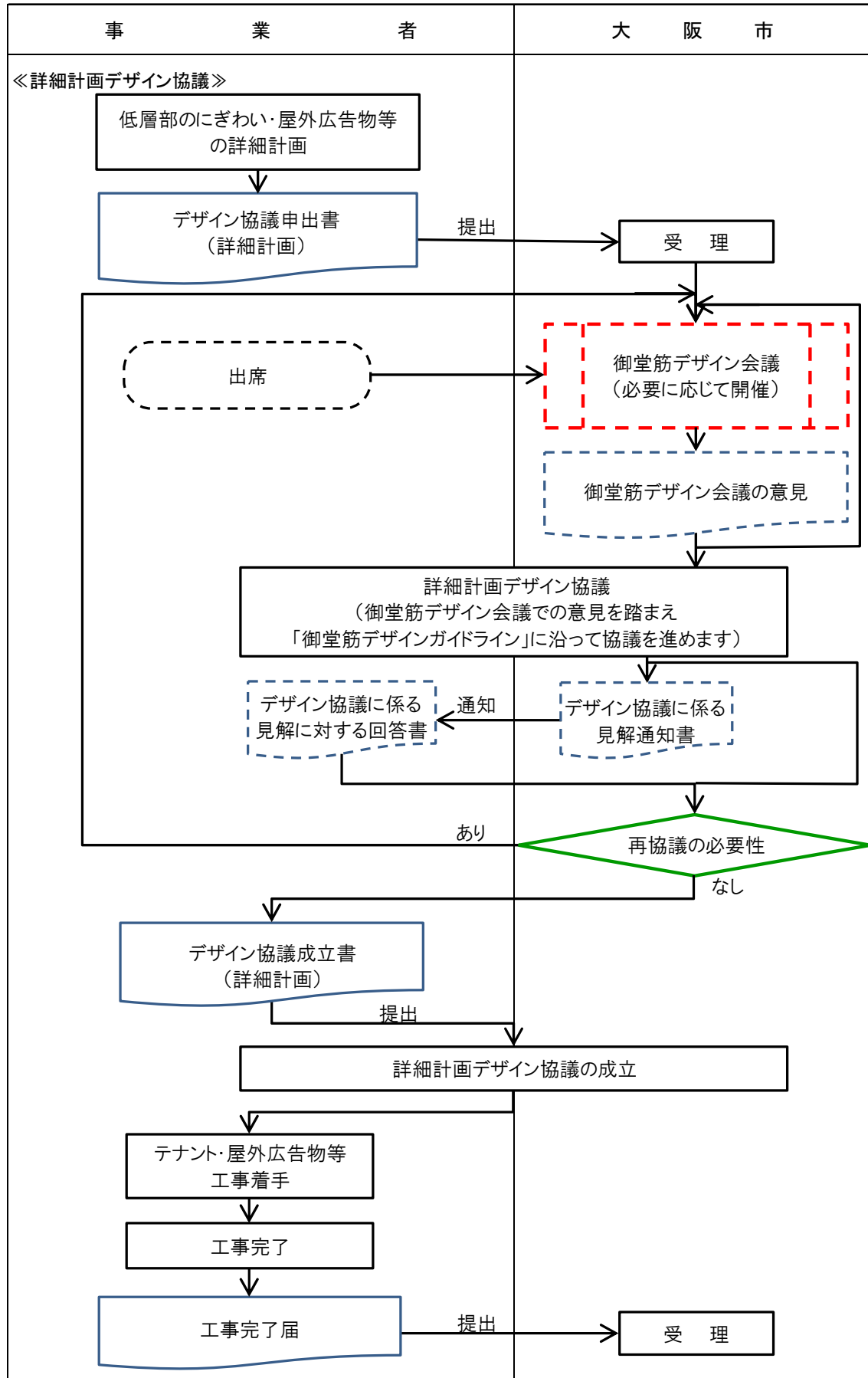
【手続きフロー】

① 建築計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照してください。大阪市景観計画に基づく届出も必要です。(ただし、デザイン会議を開催した場合、デザイン部会の開催は不要です)

② 詳細計画デザイン協議



※ 容積認定、斜線制限認定・許可の手続きフローについては、関係する要綱、要領等を参照してください。

③ 意匠計画デザイン協議

